

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 2 部門第 7 区分
 【発行日】令和 2 年 8 月 20 日 (2020.8.20)

【公開番号】特開 2019-210136 (P2019-210136A)
 【公開日】令和 1 年 12 月 12 日 (2019.12.12)
 【年通号数】公開・登録公報 2019-050
 【出願番号】特願 2018-110362 (P2018-110362)
 【国際特許分類】

B 6 6 B 3/00 (2006.01)

B 6 6 B 1/18 (2006.01)

【 F I 】

B 6 6 B 3/00 M

B 6 6 B 1/18 N

【手続補正書】

【提出日】令和 2 年 7 月 10 日 (2020.7.10)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 9 】

また、図 1 には、エレベーターの利用者 6 と人数検出装置 2 の検出方向 2 a とその検出エリア 7 (2 つの一点鎖線で挟まれた領域) が示されている。さらに、本例のエレベーターシステムは、複数の人数検出装置 2 からの情報を基に乗り場人数を検出する乗り場人数算出装置 8、および乗り場人数算出装置 8 から情報に基づいてエレベーター号機の運行を制御するエレベーター群管理制御装置 9 を備える。そして、エレベーター乗り場 1 0 は、乗り場で待つ利用者用の誘導線 1 1、誘導線 1 1 によって定められた人数検出装置 2 の視界に合わせた待機エリア 1 2 により構成されている。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 5 8 】

さらに、既設のエレベーターに対しても配線などはそのままの状態にして、ホールランタン 1 を従来のものから、人数検出装置 2 付きのホールランタン 1 にそのまま交換すればよいという利点もある。特に、既設のホールランタン 1 に人数検出装置 2 を後付けすることにより、本例のホールランタン 1 とすることができるので好都合である。すなわち、ビルのエレベーター号機の稼働後に非常に混雑が激しくなるようなビルの場合、図 3 に示すような人数検出装置 2 付きのホールランタン 1 に交換すれば、乗り場 1 0 の人数を簡単に検出することができ、運行効率が改善される可能性が高まる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 7 9 】

図 6 において、図 3 と異なる部分はホールランタン 1 の本体である発光部の上側の人数

検出装置 2 c を設けた点である。この構造に合わせて、下側と同様に上側の人数検出装置 2 c 用のカバー 1 b₁、ホールランタン 1 の発光部の光を遮断する遮光板 1 f₁、外光の影響を回避する偏光板 1 g₁ が設けられている。これらの部品は、下側のカバー 1 b、遮光板 1 f、偏光板 1 g と同じものである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0091

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0091】

ホールランタン 1 の点灯時間と消灯時間を図 8 に示すような制御を行うならば、ホールランタン 1 に人数検出装置 2 を組み込む上での課題となるホールランタン 1 の発光による光が人数検出の妨げとならないようにすることができる。これはホールランタン 1 の点灯と消灯、人数検出装置 2 のオンとオフをエレベーターシステム側で制御できることを意味する。さらに利用者人数は、例えば 5 ~ 10 秒毎のタイミングで間欠的に検出しても制御上は特に問題がないことが分かっている。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0139

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0139】

具体的には、乗り場入り口 14 a のエレベーター 1 号機 101 とエレベーター 4 号機 104 のホールランタン 201、204 と、乗り場入り口 14 b のエレベーター 3 号機 103 とエレベーター 6 号機 106 のホールランタン 203、206 に人数検出装置 2 を設置する。乗り場 10 に入ってくる合計人数 P は、入り口 14 a から入ってくる人数 P_a と入り口 14 b から入ってくる人数 P_b の合計である。

なお、図 17 では、ホールランタン 201 ~ 206 の取り付け位置は、全てのエレベーター号機の左側にしているが、乗り場 10 の意匠あるいは乗り場 10 への利用者 6 の出入りの状況等を踏まえて、任意に決めることができるものである。